

災害時における自販機内在庫商品提供に関する覚書

久喜市（以下、「甲」という。）、キリンビバレッジバリューベンダー株式会社（以下、「乙」という。）及び東京キリンビバレッジサービス株式会社（以下、「丙」という。）とは、甲丙間に締結した平成28年3月25日付「市有財産賃貸借契約書」（以下、「原契約」という。）に基づき丙が設置した本覚書第1条記載の乙所有の自動販売機（以下、「乙自販機」という。）の災害時における取り扱いにつき、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、災害時における以下の乙自販機内の在庫商品の提供について、必要な事項を定める。

設置場所	設置位置	台数
久喜市間鎌251-1	栗橋総合支所	1台
久喜市中妻785-2	鷺宮西コミュニティセンター（おおとり）	1台
久喜市中央6-1-4	鷺宮公民館	1台

（災害の定義）

第2条 本覚書において「災害」とは、乙自販機の設置場所において震度5強以上の地震又は同等以上の天災が発生し、甲に災害対策本部が設置された場合をいう。

（専用鍵の貸与等）

第3条 丙は、甲が乙自販機を3年設置することを条件として、甲に対し乙自販機の専用鍵（以下、「専用鍵」という。）を貸与する。

- 2 甲は、専用鍵の貸与を受けるに当たり、専用鍵の管理者を丙に通知するものとし、善良なる管理者の注意義務をもってこれを管理する。
- 3 甲は、甲が専用鍵を毀損、紛失等することにより乙自販機内の商品が毀損、紛失等した場合、直ちに丙に通知するとともに専用鍵及び当該商品の代金を負担する。
- 4 甲は、前項の他、乙自販機に損傷又は故障その他の異常を認めた場合は、直ちにその旨を丙に通知する。

（商品の提供）

第4条 第2条の災害が発生した場合、甲は、専用鍵を使用して乙自販機内に在庫する商品の提供を受けることができる。

- 2 甲は、前項の商品の提供を受ける場合、事前に丙に対し書面によって要請し、丙の承諾を得なければならない。ただし、災害の状況によりこれが不可能と客観的に判断される場合には、口頭等での要請又は事後の書面による報告で足りる。
- 3 第1項によって提供される商品は災害発生時に乙自販機内に在庫する商品のみ（1回限り）とし、災害発生後に補充した商品は対象外とする。
- 4 第1項によって提供された商品は乙の負担とし、乙は丙に対して、第1項によって提供された商品の乙の丙に対する納価相当額を支払う。

(譲渡等の禁止)

第5条 甲は、乙自販機を第三者に譲渡、貸与し、又は担保に供してはならない。

2 甲は、本覚書及び本覚書から生じる全部又は一部の権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(有効期間)

第6条 本覚書の有効期間は、本覚書締結の日から乙自販機が撤去されるまでとする。

2 理由の如何を問わず、本覚書が終了した場合、甲は、専用鍵を丙に直ちに返却する。

(解除)

第7条 乙及び丙は、甲が本覚書もしくは原契約の各条項に違反したとき又は原契約の解除条項に該当したときには、何らの通知催告を要せずして、直ちに本覚書を解除することができるほか、自らが被った損害の賠償を求めることができる。

(協議)

第8条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義を生じた条項については、甲、乙及び丙は誠意をもって協議のうえ、これを定めるものとする。

本覚書の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年9月6日

埼玉県久喜市下早見85番地の3

甲 久喜市
久喜市長

東京都千代田区神田和泉町1番地

乙 キリンビバレッジバリューベンダー株式会社
首都圏支社長

東京都品川区荏原2-3-2

丙 東京キリンビバレッジサービス株式会社
取締役営業部長